

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる



令和4年度版

障がい者雇用を 応援します!



島根県 健康福祉部障がい福祉課・商工労働部雇用政策課

※島根県では、障害者という言葉の「害」の字を原則としてひらがな表記にすることとしておりますが、法令等に規定されている用語、団体・施設等の固有名称などについては、例外的に漢字表記のままとしておりますので、ひらがな表記と漢字表記が混在することについて、ご理解をお願いします。



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島觀連許諾第2590号

障がいを知り、共に生きる
あいサポート運動

事業主の皆様へ

障害者雇用率制度について

障がいのある方が普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、従業員の一定割合（=法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.3%
国、地方公共団体など	2.6%
都道府県などの教育委員会	2.5%

※障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲は、労働者43.5人以上の事業主です。

【問合せ先】 島根労働局 職業対策課 又は ハローワーク

職場定着を図るためにジョブコーチを活用しよう！

ジョブコーチ 支援とは

障がいのある方や事業主、職場の従業員などに対して、一人ひとりの障がい特性を踏まえたきめ細かい支援を行い、企業への就職や職場での定着を図ります。

ジョブコーチ支援の内容と標準的な支援の流れ

- 障がい特性に配慮した雇用管理に関する支援
- 配置、職務内容の設定に関する支援

事業主
(管理監督者・人事担当者)

上司・同僚

- 障がいの理解に関する社内啓発
- 障がい者との関わり方に関する助言
- 指導方法に関する助言

- 職務の遂行に関する支援
- 職場内のコミュニケーションに関する支援
- 体調や生活リズムの管理に関する支援

障がい者

家族

- 安定した職業生活を送るための家族の関わり方に関する助言

職場適応
援助者
ジョブコーチ

支援期間 1～8か月（標準2～4か月）

集中支援期／週1～3日程度訪問

移行支援期／2週に1～3日程度訪問

フォローアップ

職場適応上の課題を分析し、
集中的に改善を図る

支援ノウハウの伝授やキーパーソンの育成
により、支援の主体を徐々に職場に移行

1～3日程度訪問

※「雇用前から」「雇用と同時に」「雇用後に」と、必要なタイミングで開始できます。

【問合せ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター

就職・職場定着に向けて

就労パスポートを利用しよう！

就労パスポートとは

障がいのある方が、働くまでの自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツールです。

活用場面

(1) 就職活動段階

・職場実習前や採用面接時に、職場の担当者へ説明し、職務の設定などの参考にしてもらうなど

(2) 就職後

・就職時に、現場責任者や上司・同僚などへ説明し、体調把握、作業指示、コミュニケーションなどにおいて参考にしてもらうなど

【問合せ先】 島根労働局 職業対策課

障がいの種別、特性

障がいの種別、特性はさまざまです。

そのため、これらを十分理解した上で、職場内での支援につなげていくことが必要です。

身体障がい者

身体障がい者とは、「視覚障がい」「聴覚又は平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」などの障がいがある方です。

●視覚障がい

視覚障がいには、全盲、弱視、視野きょうさく（見える範囲が限定されている）などがあります。訓練を受ければ、基本的に単独で公共交通機関が利用できます。近年は、OA機器の発達もあり、事務職での採用など職域が広がっています。

●肢体不自由

肢体不自由には、上肢（腕や手指、肘関節など）の障がい、下肢（股関節、膝関節など）の障がい、体幹の障がい（座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと）、脳病変による運動機能障がい（脳性まひ）などがあります。

●聴覚障がい

聴覚障がいは、聴覚に何らかの障がいがあるために全く聞こえないか、聞こえにくいことをいいます。コミュニケーションの手段としては、手話や筆談などがあります。近年では、店頭での販売業務に携わる方もいます。

●内部障がい

内部障がいは、体の内部の障がいで、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなどがあり、内臓機能の低下したことをいいます。継続した通院や治療機器の装着のほか日常生活が制限される場合があります。疲れやすい傾向があり、ゆとりのある勤務形態などの配慮が必要な場合があります。

精神障がい者

精神障がいとは、統合失調症や気分障がい（そううつ病）などの精神疾患で、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、自立した生活を送る方も多いです。

知的障がい者

知的障がい者とは、知的な能力に遅れがあり、意思交換（言葉を理解し気持ちを表現することなど）や日常的な事柄（お金の計算など）が苦手なために援助が必要な状態をいいます。

障がいの程度、能力、意欲、体力などは個人差もあります、知能指数だけで職務能力を判断することは避ける必要があります。

近年は定型業務に加え、事務補助や介護などの業務にも職域が広がっています。

発達障がい者

発達障がいとは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいをいいます。例えば、自閉症は、「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や活動」の3つが典型的な特徴とされています。一方で、記憶力、集中力など高い能力をもつ方もおり、適性を見極めた職域で活躍される方もいます。

難病のある者

難病とは、原因不明で慢性化するため後遺症が出る可能性の高い病気です。厚生労働省は、361種類（R元.7.1～）の疾病を障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス等の対象としています。身体障がいの原因になったり、継続的な医療管理が不可欠ですが、健康管理上の条件を整理し適切な医療管理を行うことで働くことができる人もいます。

高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、脳内出血、脳梗塞、くも膜下出血などの頭部外傷、脳腫瘍の後遺症として発症することがあります。また、交通事故などによる脳の全体あるいは部分的な損傷とともに発症します。その症状は脳損傷の程度によって様々ですが、記憶と学習の困難さ、集中力の低下、失語症、感情コントロールの低下などの症状があげられます。指示をメモすることを習慣づけて仕事を続けている方も多いです。

“見えない障がい”的可能性

職場での作業ミスや対人トラブルが続く方の中には、発達障がい、高次脳機能障がいといった“見えない障がい”がある可能性がある方もいます。もしご本人が悩んでいる状況であれば、産業医や専門医への相談を勧めてみることができます。周囲の憶測で「障がい者」と判断することはできません。本人と一緒に話し合いながら、丁寧に接していくことが重要です。



障がい者雇用支援制度

障がい者雇用を促進するために、さまざまな支援制度が設けられています。ぜひご活用ください。

雇用前に受ける支援

障がい者チャレンジ事業

- 障がい者雇用を前提としない10日程度の実習を行うことで、企業、障がい者双方の、「知る・雇う・働く」きっかけづくりを支援
- 事業主・障がい者へ謝金を支給

【問合せ先】障害者就業・生活支援センター

障がい者委託訓練

- 障がい者が就職するために必要な知識・技能を習得する座学中心の訓練や、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練等を、原則3か月以内で実施
- 1人当たり月額6万円（中小企業9万円）を上限に企業へ委託
- 訓練をサポートするため障がい者職業訓練コーディネーターを4名配置（松江、出雲、浜田、益田）

【問合せ先】東部高等技術校、西部高等技術校

雇入れのための支援

トライアル雇用助成金

- 職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者に対して、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に助成

障害者トライアルコース

- （試行雇用期間）原則3か月 ※精神障がい者は原則6か月
(週の所定労働時間) 20時間以上
(支給月額) 4万円 ※精神障がい者の場合、雇用後3か月間は8万円

障害者短時間トライアルコース

- （対象者）精神障がい者又は発達障がい者
（試行雇用期間）原則3か月～12か月
(週の所定労働時間) 10時間以上20時間未満で開始し、トライアル雇用期間中に20時間以上を目指す
(支給月額) 4万円

【問合せ先】ハローワーク

特定求職者雇用開発助成金

- ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に助成

特定就職困難者コース

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など就職が特に困難な者を雇い入れることに対して助成
(支給総額) 30万円～240万円

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

- 発達障がい者・難治性疾患患者を雇い入れることに対して助成
(支給総額) 30万円～120万円

【問合せ先】ハローワーク

職場定着のための支援

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

- 障がい者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成
- ①有期雇用労働者を正規雇用労働者、多様な正社員または無期雇用労働者に転換
- ②無期雇用労働者を正規雇用労働者または多様な正社員に転換

【問合せ先】ハローワーク

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者介助等助成金

- 障がい者の障がい特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置などの特別な措置を行う事業主に助成

職場適応援助者助成金

- ジョブコーチ（職場適応援助者）による援助を必要とする障がい者のために、支援計画に基づき企業在籍型ジョブコーチによる初回の支援を実施する事業主に助成
※訪問型ジョブコーチについては、ジョブコーチ支援を提供する社会福祉法人などに助成

【問合せ先】高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

ジョブコーチ支援事業

- 障がい者を雇用している、または雇用しようとする事業主に対してジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向き、障がい者及び事業主に対して、直接的・専門的な支援（職場適応援助）を実施

【問合せ先】島根障害者職業センター

障害者作業施設設置等助成金

- 障がい者の作業や就労を容易にするために配慮された作業施設（設備）やトイレ、スロープ等の付帯施設の設置・整備にかかる費用の3分の2を助成

【問合せ先】高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

- 特例子会社等の設立準備に係る事務経費の3分の2を助成
(助成限度額) 300万円

【問合せ先】県 雇用政策課

障がい者雇用を積極的に進める 事業主さんにお聞きしました

大昌株式会社

- 所在地：松江市
- 職員数：42人（令和4年4月1日）
- 障がい者雇用数：2人
- 事業内容：紙器製造（段ボール製梱包材）、化成品（ゴム・プラスチック素材）加工・包装資材販売



現在勤務されている障がいのある方について教えてください。



2人のうち、1人はハローワークの紹介により入社し、もう1人は松江養護学校での職場体験を経て入社しました。

業務内容は、段ボール箱の貼り合わせや、段ボールシートの裁断作業、製造機械による段ボール製品の溝切・断裁作業等で、個人の特性に合った業務を行っています。

また、平成24年からは、特定非営利活動法人松江さくら会が行う就労継続支援の一環として、常時1～2人に社内の作業所で段ボール箱の折り込みや貼り合わせの作業を行っていただいている。

コミュニケーションや意思疎通のために取り組んでいることを教えてください。

日々の業務では、できるだけ上司や同僚から声かけを行うよう心がけています。

また、作業手順が正確に伝わるよう細かな指示・指導を行うことや、貼り間違い等を防止する治具、ガイドを作成することにより、作業中のミスを防ぎ、仕事へのモチベーションを維持できるよう工夫しています。

日々の業務以外では、BBQやお花見、忘年会など、社員がお互いを理解し、交流を深めるための機会を年に数回設けています。



障がい者雇用に対する考え方について教えてください。

障がい者雇用を通じて、壁を作らず、新しい作業にチャレンジしてもらうことの大切さ、仕事を教えること、想いを伝える工夫をすることの大切さに気づかされました。

社員同士がお互いを尊重し、協力して業務を行うことができている現在の雰囲気を変えることなく、働きがいを感じてもらえる職場づくりを今後も続けていきたいと考えています。



障がい者雇用支援機関

障がいのある方の雇用から職場定着まで、支援機関が連携しながらしっかりとサポートします。
事業主だけでなく就職を希望する障がいのある方に対しても支援機関が連携して支援を行っています！

ハローワーク(島根県内に9か所設置)

- 求人申込
- 人材紹介
- 職場定着支援・雇用管理の助言
- 助成金の案内
- 障がい者の差別禁止・合理的配慮の提供に係る相談・助言

障がいのある方を雇い入れたい、または、採用後のフォローを行ってほしい場合、最寄りのハローワークにご連絡ください。

ハローワークに登録されている障がいのある方を企業へ紹介するとともに、採用後の職場定着や雇用管理に関する支援を関係機関と連携して行います。

また、雇用の分野における障がい者の差別禁止及び合理的配慮の提供に関する相談の受付や助言等を行います。

さらに、障害者トライアル雇用など、各種助成金に関する相談も行っています。

島根労働局

[HP] <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/hw/hello.html>



障害者就業・生活支援センター(島根県内に7か所設置)

- 事業主への障がい者の就職後の雇用管理に係る助言
- 雇用された障がい者の職場定着や生活支援
- 障がい者への就労・日常生活の指導、助言
- 職業準備訓練、職場実習のあっせん

県内の障害者就業・生活支援センター



県 雇用政策課

[HP] https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/shogai_koyo/syougaisyasiencenter.html

県 障がい福祉課

[HP] <https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shuurousien/sscenter.html>



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「島根支部 島根障害者職業センター」

- 事業主への相談・援助
- 職場適応のためのジョブコーチによる支援
- うつ病等で休職している方へのリワーク支援
- 障がい者への相談・援助

障がいのある方の雇用促進、職場定着に向けて、雇用管理上の課題の整理や職務の切り出し等を行います。また、ジョブコーチ^(*)の派遣等、事業主へ具体的な支援や助言を行います。

(*) 事業所に出向き一人ひとりの障がい特性を踏まえた専門的な支援を行う職場適応援助者のこと。

[HP] <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/>





独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部

- 障害者雇用納付金制度に関する申告・申請の受付
- 障害者雇用に関する助成金の受付
- 障害者職業生活相談員資格認定講習の実施
- 地方アビリンピックの開催

障害者雇用納付金制度に関する申告・申請の受付、障がい者雇用に関する助成金の申請の受付を行っています。また、雇い入れに当たっての工夫・改善策に関する実践的なマニュアル、雇用実例集の提供や地方アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催などを行っています。

高齢・障害者業務課

[HP] <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/>



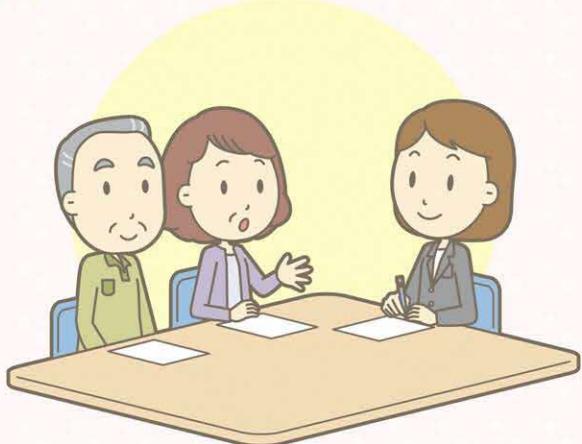
発達障害者支援センター（島根県内に2か所設置）

- 発達障がいに関する相談
- 就労支援
- 研修や情報提供

発達障がいに対する支援を総合的に行う拠点です。発達障がいのある方やその家族、各支援機関、本人の勤務先等、発達障がいに関わっておられる方や、「ひょっとして発達障がいでは？」と疑問を持たれる方も含めて相談に応じ、発達障がいの特性を踏まえた指導や助言を行います。

島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」

[HP] <https://sazanami-g.jp/wish/>



島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」

[HP] <http://iwami-wind.org/>



東部高等技術校・西部高等技術校

- 障がい者委託訓練
- 介護サービス科（東部高等技術校）
- 総合実務科（西部高等技術校）

障がいのある方が就職するために必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。

また、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練も行っており、現場実習訓練を受託していただける企業を募集しています。

この訓練を通じて、障がいのある方の仕事上の適性や能力を見極めることができます。

東部高等技術校

[HP] https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/tobu_gijutsu/



西部高等技術校

[HP] https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/seibu_gijutsu/



関係機関連絡先

島根労働局 職業安定部 職業対策課	松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎 5階	TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025
島根県 健康福祉部 障がい福祉課	松江市殿町1番地 第二分庁舎 1階	TEL 0852-22-6690 FAX 0852-22-6687
島根県 商工労働部 雇用政策課	松江市殿町1番地 本庁舎 2階	TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150
島根県教育庁 特別支援教育課	松江市殿町1番地 分庁舎 1階	TEL 0852-22-6710 FAX 0852-22-6231
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 島根障害者職業センター	松江市春日町532	TEL 0852-21-0900 FAX 0852-21-1909
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 高齢・障害者業務課	松江市東朝日町267 ポリテクセンター島根内	TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678



ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク松江	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	TEL 0852-22-8609 FAX 0852-27-8524
ハローワーク安来	安来市安来町903-1	TEL 0854-22-2545 FAX 0854-22-4123
ハローワーク出雲	出雲市塩冶有原町1-59	TEL 0853-21-8609 FAX 0853-21-0351
ハローワーク雲南	雲南市木次町里方514-2	TEL 0854-42-0751 FAX 0854-42-0752
ハローワーク石見大田	大田市大田町大田口1182-1	TEL 0854-82-8609 FAX 0854-82-1059
ハローワーク川本	邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階	TEL 0855-72-0385 FAX 0855-72-0386
ハローワーク浜田	浜田市殿町21-6	TEL 0855-22-8609 FAX 0855-22-2932
ハローワーク益田	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階	TEL 0856-22-8609 FAX 0856-23-2622
ハローワーク隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階	TEL 08512-2-0161 FAX 08512-2-8609



障害者就業・生活支援センター

松江圏域	ぶらす	松江市寺町198-61 寺町プラザ2階	TEL 0852-60-1870 FAX 0852-60-1860
雲南圏域	アーチ	雲南市木次町下熊谷1259-1	TEL 0854-42-8022 FAX 0854-42-2727
出雲圏域	リーフ	出雲市今市町875-6 ユメッセ shinまち1階	TEL 0853-27-9001 FAX 0853-27-9011
大田圏域	ジョブ亀の子	大田市長久町長久口267-6	TEL 0854-84-0273 FAX 0854-84-0272
浜田圏域	レント	浜田市新町53	TEL 0855-22-4141 FAX 0855-25-7464
益田圏域	エスポア	益田市あけぼの東町1-9	TEL 0856-23-7218 FAX 0856-32-0600
隠岐圏域	太陽	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	TEL 08512-2-5699 FAX 08512-2-3757



発達障害者支援センター

東部圏域 (隠岐を含む)	ウィッシュ	出雲市神西沖町2534-2「さざなみ学園」内	TEL 050-3387-8699 FAX 050-3730-9745
西部圏域	ウインド	浜田市上府町イ2589「こくぶ学園」内	TEL 0855-28-0208 FAX 0855-28-0217



島根県立高等技術校

東部高等技術校 (松江駐在)	出雲市長浜町3057-11 松江市殿町1(島根県雇用政策課内)	TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736
西部高等技術校 (浜田駐在)	益田市高津4-7-10 浜田市片庭町254(浜田合同庁舎本館内)	TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451
		TEL 0855-29-5733 FAX 0855-25-5988